

第3次都城市男女共同参画計画 平成30年度実施状況報告書

第3次男女共同参画計画における平成30年度実施状況報告書について

都城市男女共同参画社会づくり条例第10条第1項の規定により、市は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施します。

平成30年3月に策定した第3次都城市男女共同参画計画（以下「第3次計画」という。）では、総合的かつ計画的に男女共同参画社会づくりを推進していくために、毎年度、男女共同参画社会づくりに向けた取組の進捗状況を管理し、次期計画へ反映していきます。

第3次計画期間の重点課題・施策の方向・具体的施策・基準値・目標値

第3次計画の「基本目標」、「重点課題」及び「施策の方向」を推進するために、具体的施策ごとに担当課の重要業績評価指標 KPI、基準値（2017（2016）年度実績値）、目標値（2020～2022年度）^{*}等を記載しています。

※ 2016年度、2020年度 都城市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査実績値及び目標値 2022年度 第3次計画最終年度

進捗状況

第3次計画の施策をより具体的に進捗管理していくために、各担当課は、重要業績評価指標 KPI 等の指標を基に、進捗状況を自己評価しています。評点の内容は以下のとおり。

【評点】 5：大いに推進された 4：やや推進された 3：どちらともいえない 2：やや後退した 1：大きく後退した

実施状況

実施計画について担当課は年度末に実施状況として報告し、都城市男女共同参画社会づくり審議会は、重要業績評価指標 KPI 等を指標とし、外部評価を行いました。また、その結果は、都城市男女共同参画社会づくり条例第10条第4項の規定に基づき実施状況報告書としてホームページで公表することとしています。

I 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

1 すべての人の人権の尊重

(1) 性別等にかかわる差別の排除		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	3
◆市が発行する広報紙、ラジオ、ホームページ等、多様なメディアを通じ、人権意識の高揚、差別意識の解消につながる広報・啓発を推進します。	秘書広報課	広報紙やラジオ、ホームページなどにおいて、人権意識の高揚、差別意識の解消につながる広報を行い、また、表現に留意する。	-	-	-	職員を対象とした人権研修(男女共同参画についての研修)は、新規採用職員だけでなく、定期的実施してほしい
◆人権問題に関する市職員の認識を深めるため、職員研修を実施します。	職員課	新規採用職員人権研修	1回/年	1回/年	1回/年	
◆関係機関と連携し、被害者が相談しやすい環境を整備し、性別等にかかわる差別に関する実態の把握に努めるとともに、被害者保護のための施策を図ります。また、関係機関と連携し、差別を防止・対処するための体制の構築を進めていきます。	コミュニティ文化課	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査【男女共同参画に関する言葉の認知度 都市女性性総合相談】の認知(次回調査2021年度)	56.2%(2016年度)	60.0%(2021年度)	次回調査2021年度	
◆学校や家庭において機会を通じて、児童生徒と保護者が人権に対する尊重の精神の醸成を図ります。	学校教育課	実施学校数	54校	54校	54校	
◆「人権啓発強調月間」や「人権週間」など、各種の機会を通じて、人権問題に関する市民の認識を深める広報・啓発を推進します。	生涯学習課	人権啓発講演会参加者数	年2回 557名 (2015年度)	年3回 800名 (2021年度)	年3回 654名	

2 意識改革のための広報・啓発

(2) 人権に対する理解と共感を広げる広報・啓発活動の展開		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	4
◆市が発行する広報紙、ラジオ、インターネット等、多様なメディアを通じて広く男女共同参画に関する広報・啓発を推進します。	秘書広報課	広報紙やラジオ、ホームページなどにおいて、人権意識の高揚、差別意識の解消につながる広報を行い、また、表現に留意する。	-	-	-	広報紙での人権意識の高揚や差別意識の解消につながる特集を掲載してほしい
◆社会制度・慣行が実質的に男女にどのような影響を及ぼすのか常に検討するとともに、男女共同参画に関する施策がどのような効果を生じているかの調査を継続して進めます。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	7回	
◆男女が相互に協力し、仕事、家事、育児、介護や地域活動への参画を促進するための広報・啓発活動を推進します。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	7回	
◆男女共同参画の理解促進を図るため、対象やテーマ、年代に応じ、戦略的に広報・啓発に取り組めます。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	7回	
◆「男女共同参画週間」や「人権週間」など、多様な機会を捉えて、男女平等の問題に関する市民の認識を深める広報・啓発を推進します。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	7回	
◆「男女共同参画週間」や「人権週間」など、多様な機会を捉えて、男女平等の問題に関する市民の認識を深める広報・啓発を推進します。	生涯学習課	人権週間(12月4～10日)に全職員の人権バッチ着用	1回 (2016年度)	1回 (2021年度)	1回	

(3) すべての人の人権を尊重した表現の推進		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	4
◆市が発行する広報紙、ホームページ、印刷物について、性別や障がい、人種等に基づく固定観念にとらわれず、すべての人の人権を尊重した表現となるように配慮します。	全部局	全部局ですべての人の人権を尊重した表現となるよう配慮する	-	-	P20参照	児童・生徒を対象に、ネットでのいじめなど問題は複雑かつ多様化しているため、情報教育(メディア・リテラシー)を推進してほしい
◆市が発行する広報紙、ホームページ、印刷物について、性別や障がい、人種等に基づく固定観念にとらわれず、すべての人の人権を尊重した表現となるように配慮します。	コミュニティ文化課	ふれあいアンケート「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「反対」、「どちらかといえば反対」と回答した人の割合	34.1% (2015年度)	41%	65.3%	
◆学校における、様々なメディアからの情報を正しく理解する能力の向上や、自他の権利を尊重して責任ある行動をとれる態度の育成など、メディア・リテラシーの向上・育成に努めます。	学校教育課	受講児童生徒数	14,038人	14,038人	14,038人	
(4) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	4
◆職場、学校、地域及び家庭などにおいて、慣習・慣行が男女共同参画の視点に立って、見直しが進められるように広報・啓発に取り組み、相談体制の充実に努めます。	コミュニティ文化課	個人を対象とする申請書等の性別欄について検討を推進する。	-	常時検討	削除可能な申請書の調査実施(取組件数24件)	市内小・中学校の校長で女性の校長の割合が低いのは、校長に志願する教員の割合が低く、職場や家庭での環境が影響しているのではないかと子どもの意識は環境の影響を反映する、男女共同参画の意識は未だ浸透していない学校での男女混合名簿の利用について児童・生徒・保護者等に十分な説明をしてほしい
◆男女共同参画に関する法令や市の計画について、理解を広げるための広報・啓発に取り組みます。	コミュニティ文化課	ふれあいアンケート「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「反対」、「どちらかといえば反対」と回答した人の割合	34.1% (2015年度)	41%	65.3%	
◆男女共同参画の理解促進を図るために、テーマや年代に応じた講座を開催するなど、広報・啓発に取り組みます。	コミュニティ文化課	ふれあいアンケート「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「反対」、「どちらかといえば反対」と回答した人の割合	34.1% (2015年度)	41%	65.3%	
◆教育の分野においても各人がその個性と能力を十分に発揮できるように、性別による固定的な役割分担などを反映した慣行等を見直すための意識改革を進めます。	学校教育課	市内小・中学校の女性校長の人数	6人	6人	6人	
◆小・中学校において、男女混合名簿の活用が図られるよう、啓発・推進します。	学校教育課	推進学校数	0校	54校	54校	

3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

(5) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	4
◆男女共同参画について、子どもの頃から理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう、子どもの自己肯定力の育成・自己決定権について広報・啓発を推進します。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回 (2016年度)	6回	7回	学校での性教育は、幼少期から成長の段階に応じて計画的に実施してほしい
◆心身ともに健康で健やかな児童・生徒の育成を目指して、関係機関等との連携体制の整備を図りながら性に関する教育を推進します。	こども課	健康教育講師派遣	2件	-	2件	
◆小・中学校において、男女混合名簿の活用が図られるよう、啓発・推進します。【再掲】	学校教育課	導入学校数	0校	54校	31校性で分けない名簿を活用している学校 小学校・・・約66.7% 中学校・・・約36.8%	
◆共に支え合う社会の一員として、男女が協力して家庭を築き、家庭や地域での生活を創造する能力と実践的な態度を育てる教育を推進します。	学校教育課	文書や啓発物送付等の情報発信対象校	54校	54校	54校	
◆児童・生徒が、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、社会性や勤労観・職業観を持って主体的に進路選択できる力を身につけることができるように、職場体験やインターシップなどの体験活動の実施など、総合的な教育を推進します。	学校教育課	実施学校数	54校	54校	54校	
◆児童・生徒の人権感覚を育む人権尊重に関する正しい知識や望ましい価値観、さらに、よりよい人間関係を育てるための技能の育成を推進します。	学校教育課	都北地区人権・同和教育研究大会の参加者数 (三股町を含む各小・中・高等学校教職員及び一般人から構成される実行委員会が各学校の児童・生徒数に応じて教職員及び保護者へ参加を要請)	461人	461人	439人	
◆道徳教育において、互いの人格の尊重を基盤にしながら、異性についての理解を深め、共に友情を築き、成長しようとする態度を育てる教育を推進します。	学校教育課	実施学校数	54校	54校	54校	

(6) あらゆる分野における教育・学習機会の充実		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	4
◆セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど多様化するハラスメントの防止に向けた広報・啓発を推進します。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	7回	市で実施する講演会や講座などの情報発信を広報紙やWEBでの配信を取り入れてみてはどうか
◆男女共同参画社会づくりの理念について研修啓発を行います。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	7回	
◆出前講座を開催するなど、市民が身近な場所で男女共同参画について学習できる機会を充実します。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	7回	
◆男女共同参画を学習する対象者の年代や課題に対応した学習機会を提供します。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	7回	
◆「男女共同参画週間」、「人権週間」など、多様な機会を捉えて研修会を開催するなど、より多くの市民に対して男女共同参画を学習する機会を提供します。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	7回	
◆「男女共同参画週間」、「人権週間」など、多様な機会を捉えて研修会を開催するなど、より多くの市民に対して男女共同参画を学習する機会を提供します。	生涯学習課	講演会の男性の参加者数	82名 (2016年度)	130名 (2021年度)	304名	
◆すべての人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られる「法識字」の推進を図ります。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	7回	
◆すべての人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られる「法識字」の推進を図ります。	学校教育課	実施学校数	54校	54校	54校	
◆日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に努め、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さについて、広報活動を通して学習の機会を提供します。	学校教育課	都北地区人権・同和教育研究大会の参加者数 (三股町を含む各小・中・高等学校教職員及び一般人から構成される実行委員会が各学校の児童・生徒数に応じて教職員及び保護者へ参加を要請)	461人	461人	439人	
◆日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に努め、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さについて、広報活動を通して学習の機会を提供します。	生涯学習課	人権講座開催数	9回 (2016年度)	14回 (2021年度)	11回	

II あらゆる分野における男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】

4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(7) 市の策定・方針決定過程等への女性の参画拡大		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	3
◆市管理職への女性職員の登用については、性別にとらわれることなく、個々の能力や適性を見極め、積極的に登用を図ります。また、女性が管理職として働きやすい環境づくりに努めます。	職員課	管理職に占める女性管理職の比率	9.9% (2017年度)	15.0% (2020年度)	13.5%	市議会での議員も女性が少ない 幅広い分野での人材の発掘が必要
◆市の審議会等委員について、幅広い分野から女性の人材についての情報の収集を進め、女性委員の登用を推進します。	全部局	委員の更新時に女性委員の登用を推進	23.3%	40%	24.7%	
◆市の審議会等委員について、幅広い分野から女性の人材についての情報の収集を進め、女性委員の登用を推進します。	コミュニティ文化課	市の審議会等における女性の割合【全部局】	23.3%	40%	24.7%	
(8) 事業等の方針決定過程への女性の参画拡大		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	3
◆まちづくり協議会、自治公民館等の地域活動における運営・方針決定の場への女性の参画が進むように、関係機関等と連携を取りながら、研修・講座を開催し、啓発と人材育成に努めます。	コミュニティ文化課	まちづくり協議会の女性役員割合(15地区)	11.8%	16.8%	12.9%	地域での女性の意見を反映するためにも、女性の自治公民館長が増えるとうい
◆企業や地域など、様々な分野で活躍する人材の発掘に取り組むとともに、女性リーダーの資質を有する人材の把握に努め、積極的な活用を図ります。	コミュニティ文化課	民間企業等への啓発活動件数	12件 (2016年度)	100件(延べ)	49件(延べ)	
◆女性リーダーの養成や女性活動団体の連携のための各種学習機会を充実し、指導的な役割を果たす新たな人材の育成を図ります。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回 (2016年度)	6回	7回	
◆農林水産業の事業経営における政策・方針決定過程等への女性参画を拡大し、女性の意思がより反映されるような経営体制の構築に向けた取組を推進します。	農政課	人・農地プラン審査検討委員会の女性委員の数/委員総数	30%	40%以上	36.4%	
◆女性経営者等の育成を支援するため、商工団体等と連携し、会員企業等に対する女性登用の啓発に努めます。	商工政策課	啓発活動回数	24回/年	24回/年	24回/年	
◆企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の取組について啓発に努めます。	商工政策課	啓発活動回数	2回/年 (2017年度)	2回/年	2回/年	

5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

(9) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	4
◆育児や介護を行っている男女が働き続けることのできる環境を目指して、ライフスタイルに応じた育児・介護休業制度、短時間勤務制度、その他の両立支援制度の周知を図るとともに、多様な働き方を促進するための取組について啓発を推進します。	コミュニティ文化課	民間企業等への啓発活動件数	12件 (2016年度)	100件(延べ)	49件(延べ)	子育て支援センターの運営について、休業日や時間等の検討をしてほしい
◆女性が母性を尊重され、働きながら安心して妊娠・出産をするためには、家族や職場の理解、協力が重要であることから、女性がその能力を発揮し生涯を通じて健康で働き続けられるように、働く女性のための法制度の周知や、相談に努めます。	こども課	母子健康手帳交付数	1408件	-	1346件	
◆共働き家庭が安心して就労できるように、放課後帰宅しても保護者のいない児童のための放課後児童クラブや児童館等、子どもの居場所づくりの支援策の充実を図り、放課後児童対策を推進します。	こども課	児童館利用者数	76,000人 (2016年度)	76,500人 (2019年度)	80,071人	
◆共働き家庭が安心して就労できるように、放課後帰宅しても保護者のいない児童のための放課後児童クラブや児童館等、子どもの居場所づくりの支援策の充実を図り、放課後児童対策を推進します。	保育課	放課後児童クラブ事業の次年度新規開設数	2018年度利用可能児童クラブ新規開設7箇所 (2017年度)	2019年度利用可能児童クラブ累計70箇所開設の後維持 (2019年度)	4箇所開設 利用可能児童クラブ 累計66箇所	
◆休日保育、一時預かり、延長保育、病児・病後時保育など、多様な保育サービスの充実を促進します。	保育課	延長保育利用者数(令和元年度計画期間最終目標変更40,000人→40,870人)	40,870人	40,870人	36,702人	
◆休日保育、一時預かり、延長保育、病児・病後時保育など、多様な保育サービスの充実を促進します。	保育課	一時預かり利用者数	176,296人	206,402人	207,371人	
◆休日保育、一時預かり、延長保育、病児・病後時保育など、多様な保育サービスの充実を促進します。	保育課	障がい児保育利用者数	71人	71人 (2019年度)	82人	
◆休日保育、一時預かり、延長保育、病児・病後時保育など、多様な保育サービスの充実を促進します。	保育課	病児・病後児保育実施園数	2か所	3か所 (2021年度)	2か所	
◆市民同士の共助の仕組みであるファミリー・サポート・センターを広く周知し、地域全体で子育てを支援する環境づくりを促進します。	保育課	子育て支援センター利用者延べ人数	30,827人 (2016年度)	40,000人 (2022年度)	81,237人	
◆市民同士の共助の仕組みであるファミリー・サポート・センターを広く周知し、地域全体で子育てを支援する環境づくりを促進します。	保育課	ファミリーサポートセンター利用件数	3,071件 (2016年度)	6,100件 (2022年度)	5,842件	

(10) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	4
◆市職員の仕事と育児・介護等の両立を図るため、休業制度等の利用促進に努めます。	職員課	男性職員の出産補助休暇等取得率	93.8% (2016年度)	98% (2020年度)	100%	「育児は女性が主となって行うもの」というような性別による役割分担意識の解消のためにも、男性の育児休暇の取得を促進してほしい 男性の残業等働き方改革を推進してほしい
◆育児や介護を行っている男女が働き続けることのできる環境を目指して、ライフスタイルに応じた育児・介護休業制度、短時間勤務制度、その他の両立支援制度の周知を図るとともに、多様な働き方を促進するための取組について啓発を推進します。【再掲】	コミュニティ文化課	民間企業等への啓発活動件数	12件 (2016年度)	100件(延べ)	49件(延べ)	
◆少子・高齢化が進展する中で、男女が仕事と育児・介護を両立させることができ、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるようにするため、仕事と家事・育児・介護等の両立に関する意識啓発を進めます。	コミュニティ文化課	民間企業等への啓発活動件数	12件 (2016年度)	100件(延べ)	49件(延べ)	
◆男性の家事・育児等に対する知識やスキルの向上のための講座等を開催し、「男性の家事・育児等への参画」を推進します。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回 (2016年度)	6回	7回	
◆仕事と家庭の両立支援に積極的な企業を広く紹介することで先進企業の社会的評価の向上を図るとともに、仕事と家庭の両立支援制度等の情報提供に努めます。	商工政策課	啓発活動回数	2回/年 (2017年度)	2回/年	2回/年	

6 働く場における男女共同参画の推進

(11) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	4
◆市管理職への登用については、性別にとらわれることなく、個々の能力や適正を見極め、積極的に登用を図ります。	職員課	管理職に占める女性比率	9.9% (2016年度)	15.0% (2020年度)	13.5%	民間企業等への啓発を推進していくことが大切である
◆女性の能力活用や職域拡大に努めるなど、雇用上の男女の均等な機会の確保等に関し成果をあげている事業者を推薦し、優れた取組を広く紹介します。	コミュニティ文化課	民間企業等への啓発活動件数	12件 (2016年度)	100件(延べ)	49件(延べ)	
◆男女共同参画センターの女性総合相談窓口の周知・広報を図り、女性が抱える多様な悩みに女性相談員が対応します。また、弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談を設けるなど働く女性の支援を推進します。	コミュニティ文化課	弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談回数	12回 (2016年度)	12回	12回	
◆労働者が性別により差別されることなく能力が発揮できるような雇用環境の整備のために、男女雇用機会均等法の周知・啓発に努めます。	商工政策課	啓発活動回数	2回/年 (2017年度)	2回/年	2回/年	
◆企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の取組について啓発に努めます。【再掲】	商工政策課	啓発活動回数	2回/年 (2017年度)	2回/年	2回/年	

(12) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	3
◆「男性の暮らし方・意識の変革」を推進し、多様な視点による職場のダイバーシティの進展を啓発します。	コミュニティ文化課	民間企業等への啓発活動件数	12件 (2016年度)	100件(延べ)	49件(延べ)	多様で柔軟な就業環境は、女性の支援という視点だけでなく、障がい者の就業ニーズにも目を向けてほしい 例えば、支援学校など就業の選択肢は狭い状況にあるのでは
◆ハローワーク等の関係機関と連携して、就職を希望する母子家庭の母等の職業能力の向上と就職のための相談及び情報提供に努めます。	こども課	相談件数 (2016年度1名配置完了)	200件 (2016年度)	200件 (2019年度)	363件	
◆在宅ワークや宅内起業など多様な働き方を考えるきっかけを作り、実現のための支援を行います。	商工政策課	収入につながった女性の数	14名 (2017年度)	19名	11名	
◆創業意欲がある個人起業家やベンチャー企業の支援・育成のための情報を提供し、起業を支援します。また、継続して相談支援を行います。	商工政策課	創業した人の数	16名 (2017年度)	21名	18名	
(13) 女性の能力開発促進のための支援		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	3
◆女性職員の登用機会の拡大を図るため、様々な研修、ジョブ・ローテーション及び人事評価制度の活用等により、性別にかかわらず管理職員として必要な経験や能力を備える職員の育成に努めます。	職員課	女性活躍推進のための研修等	4	2回	2回/年	在宅ワークや宅内起業を選択する人が利用しやすい託児施設等、今後も就労と保育施設の連携を図ってほしい
◆働き方が多様化し、個人が変化し続ける社会に適応するためにリカレント教育を関係機関と連携し、女性の学び・キャリア形成支援を推進します。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回	6回	7回	
◆市の審議会等委員への女性登用を促進するため、女性の人材情報の整備・充実を図るとともに、人材情報の積極的な活用を推進します。	コミュニティ文化課	民間企業等への啓発活動件数	12件 (2016年度)	100件(延べ)	49件(延べ)	
◆女性が社会で指導的役割を果たす力をつけることができるよう、意欲と能力を高めるための講座や研修を開催します。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回 (2016年度)	6回	7回	
◆在宅ワークや宅内起業など多様な働き方を考えるきっかけを作り、実現のための支援を行います。【再掲】	商工政策課	収入につながった女性の数	14名 (2017年度)	19名	11名	
◆創業意欲がある個人起業家やベンチャー企業の支援・育成のための情報を提供し、起業を支援します。また、継続して相談支援を行います。【再掲】	商工政策課	創業した人の数	16名 (2017年度)	21名	18名	
◆生涯学習講座を通して、女性のエンパワーメントのための学習機会の情報を提供します。	生涯学習課	生涯学習ボランティア指導者の登録者数	159名 (2016年度)	184名 (2021年度)	187名	

7 様々な分野における男女共同参画の推進

(14) 地域における男女共同参画の推進		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	3
◆ボランティアやNPO活動、まちづくり協議会等の活動を通じて、地域活性化のために、男女の積極的な参画を推進します。	コミュニティ文化課	まちづくり協議会の女性役員の割合 (15地区)	11.8% (2016年度)	16.8%	12.9%	自治公民館など地域での女性の参画を推進する必要がある
◆まちづくり協議会、自治公民館等の地域活動における運営・方針決定の場への女性の参画が進むように、関係機関等と連携を取りながら、研修・講座を開催し、啓発と人材育成に努めます。【再掲】	コミュニティ文化課	まちづくり協議会の女性役員の割合 (15地区)	11.8% (2016年度)	16.8%	12.9%	
◆市民団体への情報提供や地域づくりのリーダー的人材の育成、団体間の連携・交流・協働の推進を図り、男女を問わず市民公益活動を支援します。	コミュニティ文化課	まちづくり協議会の女性役員の割合 (15地区)	11.8% (2016年度)	16.8%	12.9%	
◆環境分野においては、一人ひとりが生活・自然環境に配慮し、人と自然が調和した社会を築いていくために、男女を問わず地域や社会において環境保全活動に積極的に参加することを支援します。	環境政策課	環境まつり ボランティアスタッフにおける女性の割合	66.7% (2016年度)	40%以上	75.5%	
◆観光分野においては、顧客ターゲットの主流である女性客をはじめ、たくさんの人々の支持を得ることができる観光づくりを目指し、きめ細やかな心配りと清潔さの行き届いた雰囲気づくりに、女性の元気や発想をこれまで以上に活用します。	みやこんじょPR課	ミートツーリズム推進委員会 女性委員の数/委員総数 ※令和元年度からのKPIは、さまざまな年齢や職種の人たちをメンバーにすることで、幅広い多くの意見を参考にする ことで、観光誘致の政策につなげる	8人(男性)	-	8人(男性)	
◆観光分野においては、顧客ターゲットの主流である女性客をはじめ、たくさんの人々の支持を得ることができる観光づくりを目指し、きめ細やかな心配りと清潔さの行き届いた雰囲気づくりに、女性の元気や発想をこれまで以上に活用します。	みやこんじょPR課	魅力発信部会 女性委員の数/委員総数 ※令和元年度からのKPIは、さまざまな年齢や職種の人たちをメンバーにし、幅広い多くの意見を参考にする ことで、観光誘致の政策につなげる	3/6	3/6	3/6	
◆観光分野においては、顧客ターゲットの主流である女性客をはじめ、たくさんの人々の支持を得ることができる観光づくりを目指し、きめ細やかな心配りと清潔さの行き届いた雰囲気づくりに、女性の元気や発想をこれまで以上に活用します。	みやこんじょPR課	魅力創造部会 女性委員の数/委員総数 ※令和元年度からのKPIは、さまざまな年齢や職種の人たちをメンバーにし、幅広い多くの意見を参考にする ことで、観光誘致の政策につなげる	2/10	30%	2/12	
◆地域主導の観光地づくりに、男女を問わず地域住民が郷土の魅力を高める取組に参加できるように支援します。	みやこんじょPR課	関之尾むかえびと 女性委員の数/委員総数	5/12 (41.67%)	6/12 (50%)	5/12 (41.67%)	
◆多様性のあるまちづくりを、男女を問わず地域住民等が主体となり、進めていく取組を行います。	都市計画課	都城市都市計画マスタープラン推進委員会 女性委員の数/委員総数	40%	40%	40%	

(15) 農業等における男女共同参画の確立		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	4
◆男女共同参画センターの女性総合相談窓口の周知・広報を図り、女性が抱える多様な悩みに女性相談員が対応します。また、弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談を設けるなど働く女性の支援を推進します。【再掲】	コミュニティ文化課	弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談回数	12回 (2016年度)	12回	12回	農業や畜産分野での女性の参画は推進されつつあるが、農・畜産家の家庭での意識の改革も推進していく必要があるのではないか
◆女性農業者が活躍できる環境づくりとして、役割分担や収益の分配等について家族で取り決めることのできる「家族経営協定」の締結やプロの農業経営者である女性の認定農業者の育成を推進します。	農政課	「家族経営協定」の締結割合	27.86% (2017年度)	30%	29.58%	
◆農畜産業に携わる意欲的な女性による「六次産業化」に向けた取組や起業活動を推進します。	農政課	事業実施回数	4回	6回以上	7回	
◆農畜産業に携わる意欲的な女性による「六次産業化」に向けた取組や起業活動を推進します。	ふるさと産業推進局課	平成30年度以降の実施事業については、農政課に統合	-	-	-	

Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

8 生涯にわたる健康支援

(16) 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に関する支援		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	3
◆安心して出産・子育てができるように、パパママ教室の開催や不妊治療、妊婦の健康診査、訪問指導などの支援を行います。	こども課	産前・産後サポート事業参加組数	69組	129組	128組	子どもの成長段階に応じた性教育を充実してほしい
◆妊娠・出産期の女性の健康支援に努めるとともに「性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ)」について、正しい知識の普及に努めます。	こども課	妊娠週数11週以下の妊娠届出率	91.1% (2016年度)	92.5% (2021年度)	92.2%	
◆性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にすることを育むために、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を進めます。	学校教育課	実施学校数	54校	54校	54校	

(17) 生涯にわたる健康保持増進対策の推進		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	3
◆自殺者の約7割が男性を占めている現状を踏まえ、生涯を通じた心身の健康保持のため、関係機関との連携を図るとともに、誰もが相談しやすい体制づくりや相談窓口の広報に努めます。	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	7件	スポーツの推進や健康づくりの啓発の対象を拡大し、市民全体での推進を継続してほしい
◆ライフステージに応じた的確な自己管理を行うことができるよう、健康教育に取り組みます。	健康課	生活習慣病予防教室受講者数	240名	250名	278名	
◆ライフステージに応じた的確な自己管理を行うことができるよう、健康教育に取り組みます。	健康課	40才以上を対象とした市民疾病重症化予防健康教室受講者数	317名	315名	357名	
◆生涯を通じた健康づくりへの支援を図るため、健康づくり関係者への研修に取り組みます。	健康課	食生活改善推進員数	212名	200名	198名	
◆生涯を通じた健康づくりへの支援を図るため、健康づくり関係者への研修に取り組みます。	健康課	健康づくり会会員数	432名	400名	380名	
◆女性特有の疾患や健康問題の相談に応じるため、相談体制の充実を図るとともに保健師の資質向上に努めます。	健康課	保健師の情報共有の場を設ける	12回/年	12回/年	12回/年	
◆スポーツを通して、生涯にわたって心身ともに健康で活力ある生活を営むことができるよう努めます。	スポーツ振興課	1週間に1回30分以上の運動実施率	45%	50% (2021年度)	43.6%	
(18) 健康を脅かす問題についての対策の推進		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	3
◆女性特有のがんの予防と早期発見のため、がんに関する正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率向上対策に取り組むほか、相談支援体制の充実など総合的ながん対策の推進を図ります。	健康課	子宮がん検診受診者数(対象者20歳以上)	5,079名	7,020名	5,700名	検診は、職場で受診している人もいるため、受診者数だけでは推進状況が見えにくい
◆女性特有のがんの予防と早期発見のため、がんに関する正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率向上対策に取り組むほか、相談支援体制の充実など総合的ながん対策の推進を図ります。	健康課	乳がん検診受診者数(対象者40歳以上)	4,750名	5,705名	3,918名	
◆特定健診、ウォーキングやステップ運動教室等健康増進事業を行い、生涯にわたる健康保持を図ります。	健康課	特定健診受診率(※令和元年度より変更 受診者数→受診率) 対象者:40歳以上74歳未満の都城市国民健康保険加入者	44.85% (12,822人/28,584人) ※H28年度法定報告	58.0% (14,154人/24,403人) ※データヘルス計画目標値	51.9% (13,959人/26,895人)	

◆特定健診、ウォーキングやステップ運動教室等健康増進事業を行い、生涯にわたる健康保持を図ります。	健康課	ウォーキング運動参加者数 各地区健康づくり会が中心となって、実施(1回/年)	297人	330名	238人	
◆特定健診、ウォーキングやステップ運動教室等健康増進事業を行い、生涯にわたる健康保持を図ります。	健康課	ステップ運動参加者数	393人	445人	447人	
◆関係機関と連携して、健康を脅かす問題についての正しい知識の普及啓発に努めます。	健康課	特定健診受診率(※令和元年度より変更 受診者数→受診率) 対象者:40歳以上74歳未満の都城市国民健康保険加入者	44.85% (12,822人/28,584人) ※H28年度法定報告	58.0% (14,154人/24,403人) ※データヘルス計画目標値	51.9% (13,959人/26,895人)	
◆薬物の乱用の影響に関する正しい知識の普及等、薬物乱用対策を関係機関と連携して行います。	健康課	薬物については、宮崎県都城保健所が管轄であることの情報提供及び連携を図ります。	-	-		情報提供及び連携を図った

9 配偶者等に対するあらゆる暴力(DV)の根絶【DV対策基本計画】

(19) あらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	3
◆都城市セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程に基づき、市職員に対して研修を行うとともに、相談窓口を設置します。	職員課	ハラスメント研修等	1回 (2017年度)	2回	1回/年	DVや虐待加害者のための更生プログラム支援についても検討していく必要がある
◆「女性に対する暴力をなくす運動」期間のほか、様々な機会をとらえ、女性に限らず、暴力を許さない社会環境づくりに向けて、広報・啓発活動を推進します。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回 (2016年度)	6回	7回	
◆関係機関と連携し、被害者が相談しやすい環境を整備し、DVに関する実態の把握に努めるとともに、被害者保護のための施策を推進します。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回 (2016年度)	6回	7回	
◆職場などにおいてセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた事業所での取組の推進について啓発に努めるとともに、性犯罪の未然防止のための広報・啓発を推進します。	コミュニティ文化課	民間企業等への啓発活動件数	12件 (2016年度)	100件(延べ)	49件(延べ)	
◆DVの発生を未然に防ぐために、若年者へのDV予防教育を充実します。また、あらゆる暴力についての正しい知識のための広報・啓発を推進します。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回 (2016年度)	6回	7回	
◆DVの発生を未然に防ぐために、若年者へのDV予防教育を充実します。また、あらゆる暴力についての正しい知識のための広報・啓発を推進します。	生涯学習課	人権ビデオの貸し出し件数	20件 (2016年度)	25件 (2021年度)	17件	

(20) 安心して相談できる支援体制の充実・強化		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	4
◆女性総合相談の内容に応じた配慮・対応ができるように、関係機関との連絡会議等で連携体制の強化を図ります。	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	7件	誰でも気兼ねなく相談ができるよう、本庁舎ではなく別棟に男女共同参画センターを設置してほしい 相談の時間が限られているので、相談時間の延長等も検討する必要はないか 虐待等各機関との連携を図ってほしい
◆男女共同参画センターの女性総合相談窓口の周知・広報を図り、必要に応じて、弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談を設けるなどの支援を推進します。	コミュニティ文化課	弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談回数	12回 (2016年度)	12回	12回	
◆配偶者からの暴力の被害者や家庭内暴力に巻き込まれ、心理的・身体的に被害を受けている子どもに配慮した相談に努めます。	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	7件	
◆相談者の必要に応じて、関係課・機関とのケース会議を開催し、積極的な問題解決を図り、生活再建のための就業相談や情報提供を行います。	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	7件	
◆相談者の様々な悩みやニーズに対応できるよう、相談員の研修を行い被害者の支援体制を充実します。	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	7件	
◆被害者のニーズに対応した支援が効果的に行えるように、警察や宮崎県配偶者暴力被害者支援センター(女性相談所)、性暴力被害者支援等センター(さぼーとねっと宮崎)等の関係機関との緊密な連携を図ります。	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	7件	
◆被害者の申請により、住民票及び戸籍附票の交付・閲覧を制限することで、被害者の保護及び支援の充実を図ります。	市民課	被害者の申請により警察等の関係機関へ確認を行ったうえで支援措置を開始する。 住民票・戸籍附票のロック、住民票閲覧の制限、戸籍記載事項証明のマスクングを確実にを行う。	支援措置申出件数 96件	-	支援措置申出件数 90件	

(21) 被害者の安全と安心の確保		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	3
◆相談者の必要に応じて、関係課・機関とのケース会議を開催し、積極的な問題解決を図り、生活再建のための就業相談や情報提供を行います。【再掲】	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	7件	被害者の緊急保護できる場所の確保は喫緊の課題 全中・高校生を対象とした「デートDV」講座を実施してほしい
◆配偶者からの暴力の被害者や家庭内暴力に巻き込まれ、心理的・身体的に被害を受けている子どもに配慮した相談に努めます。【再掲】	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	7件	
◆被害者のニーズに対応した支援が効果的に行えるように、警察や宮崎県配偶者暴力被害者支援センター(女性相談所)、性暴力被害者支援等センター(さぼーとねっと宮崎)等の関係機関との緊密な連携を図ります。【再掲】	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	7件	
◆被害者の申請により、住民票及び戸籍附票の交付・閲覧を制限することで、被害者の保護及び支援の充実を図ります。【再掲】	市民課	被害者の申請により警察等の関係機関へ確認を行ったうえで支援措置を開始する。 住民票・戸籍附票のロック、住民票閲覧の制限、戸籍記載事項証明のマスクングを確実にを行う。	支援措置申出件数 96件	-	支援措置申出件数 90件	
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。	福祉課	基幹相談センター(虐待防止センター)相談件数 短期入所療護サービス事業者数	60件 2事業者	-	128件 (2月末時点) 2事業者	
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。	子ども課	管理ケース件数	212件	-	229件	
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。	子ども課	新規相談件数	111件	-	117件	
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。	保育課	DV等の被害を受けた世帯に児童がいる場合は、女性相談室と情報を共有し、必要に応じて保育所入所の支援を随時行っている。	-	-	3件	
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。	介護保険課	養護者による高齢者虐待相談件数	25名 (2017年度)	25名	32名	
◆経済的な不安を抱えるDV被害者のため、生活保護法に基づき、「その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長」します。	保護課	DV被害者相談件数	5件 (2016年度)	-	6件	
◆住宅に困窮するDV等の被害者に対して、市営住宅への入居支援を実施します。	建築課	DV等被害者支援体制として入居支援を実施 入居支援実施件数	0件	-	0件	

(22) 被害者の生活再建への支援		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	3
◆相談者の必要に応じて、関係課・機関とのケース会議を開催し、積極的な問題解決を図り、生活再建のための就業相談や情報提供を行います。【再掲】	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	7件	DV被害者等の支援措置について、十分な説明や啓発をしてほしい その際、住民票・戸籍附票のロックなどについても周知してほしい
◆被害者の申請により、住民票及び戸籍附票の交付・閲覧を制限することで、被害者の保護及び支援の充実に努めます。【再掲】	市民課	被害者の申請により警察等の関係機関へ確認を行ったうえで支援措置を開始する。 住民票・戸籍附票のロック、住民票閲覧の制限、戸籍記載事項証明のマスクングを確実に行う。	支援措置申出件数 96件	-	支援措置申出件数 90件	
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。【再掲】	福祉課	基幹相談センター(虐待防止センター)相談件数 短期入所療護サービス事業者数	60件 2事業者	-	128件 (2月末時点) 2事業者	
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。【再掲】	こども課	管理ケース件数	212件	-	229件	
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。【再掲】	こども課	新規相談件数	111件	-	117件	
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。【再掲】	保育課	DV等の被害を受けた世帯に児童がいる場合は、女性相談室と情報を共有し、必要に応じて保育所入所の支援を随時行っている。	-	-	3件	
◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。【再掲】	介護保険課	養護者による高齢者虐待相談件数	25名 (2017年度)	25名	32名	
◆経済的な不安を抱えるDV被害者のため、生活保護法に基づき、「その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長」します。【再掲】	保護課	DV被害者申請件数	3件 (2016年度)	-	2件	
◆住宅に困窮するDV等の被害者に対して、市営住宅への入居支援を実施します。【再掲】	建築課	DV等被害者支援体制として入居支援を実施 入居支援実施件数	0件	-	0件	

10 支援を必要とするすべての人が安心して暮らせる環境の整備

(23) ひとり親家族等の生活安定と自立支援		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	3
◆父子家庭が地域で孤立しやすい現状を踏まえ、相談しやすい体制づくりや相談窓口の広報に努め、関係機関との連携を図ります。	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	7件	ひとり親家庭への支援や制度について知らない保護者への情報提供の方法を考えてほしい
◆ひとり親家庭の経済的な自立や負担の軽減を図るため、医療費助成事業や各種貸付金制度等の広報を行い、経済的支援を推進します。	こども課	母子及び父子家庭医療費助成受給資格者数	5,802人 (母子5,432人 父子370人)	-	(母子6,076人 父子477人)	
◆ひとり親家庭の経済的な自立や負担の軽減を図るため、医療費助成事業や各種貸付金制度等の広報を行い、経済的支援を推進します。	こども課	母子家庭及び寡婦生活つなぎ資金貸付件数	62件	-	61件	
◆ひとり親家庭に家庭生活支援員の派遣を行い、一時的な生活援助・保育サービス等を支援します。	こども課	登録者数	登録者数 90人 (2016年度)	110人 (2019年度)	106人	
◆ひとり親家庭が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、子育てに関わる相談体制の充実や延長保育などの特別保育サービスの支援を推進します。	保育課	・ひとり親世帯が安心して仕事ができるよう、優先的に保育所等へ入所させる。 ・母子、父子世帯のひとり親世帯で低所得世帯にあたる場合は、保育料の軽減を図る。	-	-	55件 (保育所入所)	
◆経済的に困窮しているひとり親家庭のため、生活保護法に基づき、「その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長」します。	保護課	被保護の母子、父子世帯数	55件 (2017年度)	-	45件	
(24) 自立に向けた力を高める取組の推進		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	4
◆相談者の必要に応じて、関係課・機関とのケース会議を開催し、積極的な問題解決を図り、生活再建のための就業相談や情報提供を行います。【再掲】	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	7件	大人のひきこもり問題なども情報共有して対応を考えていかなければならない
◆男女共同参画センターの女性総合相談窓口の周知・広報を図り、自立に向けた相談体制の充実を図ります。	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	7件	
◆ハローワーク等の関係機関と連携して、就職を希望する母子家庭の母等の職業能力の向上と就職のための相談及び情報提供に努めます。【再掲】	こども課	相談件数 (2016年度1名配置完了)	200件 (2016年度)	200件 (2019年度)	363件	
◆貧困の連鎖を断ち切るため、また適性や能力をいかせる道を広げるため、生活保護受給者へ、高等学校等の就学費用を支援します。	保護課	高等学校等就学者数など	1回/月～1回/年ケースワーカーによる定期訪問	-	1回/月～1回/年ケースワーカーによる定期訪問	

(25) 高齢者、障がい者、外国人市民等が安心して暮らせる環境の整備		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	3
◆インターネット上のサービスを企画・提供しようとするときは、可能な限り高齢者や障がい者、外国人などが利用しやすいように配慮します。	秘書広報課	色や文字の大きさなどに留意する。	-	-	-	外国人等が孤立しないように多文化共生社会を推進してほしい
◆日本語学習の機会や多言語情報の提供等による外国人市民への支援や日本人住民の意識啓発などに取り組み、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくような多文化共生社会づくりを進めます。	国際化推進室	日本語れんしゅうかいの外国人市民参加者数	660人 (2016年度)	840人	750人	
◆ノーマライゼーションの理念に基づいて、社会のあらゆる分野で高齢者や障がいを持つ人が自らの能力を十分に発揮し、自己実現を図っていくようにユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に努めます。	福祉課	点字図書館の貸出件数	26,955件 (2017年度)	28,000件	24,561件	
◆ノーマライゼーションの理念に基づいて、社会のあらゆる分野で高齢者や障がいを持つ人が自らの能力を十分に発揮し、自己実現を図っていくようにユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に努めます。	福祉課	点字図書館の貸出冊数	27,565冊 (2017年度)	29,000冊	25,118冊	
◆高齢者がその意欲や能力に応じて社会に参画し、社会を支える重要な構成員として充実した生活が送れるよう、高齢者の学習活動を通じた社会参画の機会の提供などを行います。	福祉課	高齢者の趣味の教室登録者数	129人 (2016年度)	140人	153人	
◆高齢者に対し、臨時的、短期的な就業の場を提供するシルバー人材センターへの支援に取り組むとともに、高齢者の雇用促進について市民や企業に対する啓発に努めます。	福祉課	シルバー人材センター会員数	643人 (2017年度)	707人	612人	
◆障がい者の雇用について、企業等の理解を深めるとともに、就労支援機関の一層の連携により、障がい者の就業を促進します。	福祉課	就労移行支援＋継続支援A型＋継続支援B型の利用者数	464人 (2017年度)	535人	479人	
◆障がい者の地域生活への移行を進め、就労支援の強化や居住の場の確保など、障がい者の自立した生活を支援するとともに、障がい者が身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、サービスの量の確保と質の向上を図ります。	福祉課	地域相談支援件数	102件 (2017年度)	110件	223件	
◆高齢者が少しでも長く在宅生活を継続するために、それぞれのニーズに合わせた必要な介護サービスを提供すると共に、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に努めます。	介護保険課	地域ケア会議検討事例数	103件 (2017年度)	77件	77件	
◆高齢者が少しでも長く在宅生活を継続するために、それぞれのニーズに合わせた必要な介護サービスを提供すると共に、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に努めます。	介護保険課	こけないからだづくり講座実施箇所数	193箇所 (2017年度)	250箇所	233箇所	
◆55歳以上の方を対象に、公益社団法人宮崎県シルバー人材センター連合会と連携し、就職訓練及び就職支援相談、就職促進に努めます。	商工政策課	講習や説明会等の情報の広報掲載	4件	12件	10件	
◆市営住宅の建て替えに際しては、住戸のバリアフリー化を推進します。	建築課	建て替え戸数	0戸	80戸	0戸	
◆市営住宅の建て替えに際しては、住戸のバリアフリー化を推進します。	建築課	既存市営住宅住戸改善工事戸数	12戸	40戸	8戸	
◆住宅に困窮する高齢者世帯、障がい者世帯に対して、市営住宅への入居要件を緩和します。	建築課	入居支援実施件数	21件	-	46件	

11 災害対策の分野における男女共同参画の推進

(26) 災害対策の分野における男女共同参画の推進		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	3
◆阪神淡路大震災から熊本地震までの問題を踏まえ、災害発生時の避難所運営や生活用品等の備蓄について女性や子供、高齢者、障がい者などに配慮した整備を進めます。	危機管理課	災害時要援護者避難支援プランのための施策	策定プラン無 (2016年度)	災害時要援護者避難支援プランの活用	避難行動要援護者名簿作成 (福祉課)	福祉避難所として利用できる施設の検討を推進してほしい 男女共同参画の視点に立った避難所運営のために、女性の意見を反映したものとしてほしい
◆災害対応における様々な課題について、男女のニーズの違いを踏まえた具体的な配慮がなされるように、関係団体の意見を聞くなどの取組を進めます。	危機管理課	福祉避難所の指定箇所数	5箇所 (2016年度)	15箇所	5箇所	
◆地域防災力の要である消防団の活動を活性化するために、防災教育に取り組む女性消防団員の育成を図ります。	消防局総務課	女性消防団員における応急手当普及員割合	18.0% 7人/39人 (2016年度)	25.0% 10人/39人	24.0% 9人/37人	

IV 国際理解の促進及び男女共同参画推進体勢の整備・強化

12 国際理解及び多文化共生社会の創造

(27) 男女共同参画社会づくりに関わる国際理解及び多文化共生社会の創造		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	4
◆地域社会の「平等・開発・平和」の実現を目指し、海外諸都市や外国人市民との様々な分野での国際交流や国際協力を推進します。	国際化推進室	国際交流員による国際理解講座の参加者数	5,835人 (2016年度)	6,000人	6,050人	多文化共生社会の実現のためには、自治公民館など身近なところからのアプローチが必要 外国人等を雇用している企業等への啓発を推進してほしい
◆男女共同参画に関連のある各種の国際条約や、女性の地位向上のための国際的な規範や基準・取組について市民に情報提供を行い、国際理解及び国際協力の推進を図ります。	国際化推進室	ホストタウン相手国と市民との交流イベントの実施数	0回 (2016年度)	1回 (2021年度)	1回	
◆女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連のある各種の条約や国際会議における女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針等について、市民に情報提供を行い、理解を広げます。	コミュニティ文化課	男女共同参画に関する講演会、講座の開催数	6回 (2016年度)	6回	7回	

13 男女共同参画の推進体制の整備

(28) 総合的な男女共同参画推進体制の強化		第3次計画期間の基準値・目標値			実施状況	審議会委員評価及び意見欄
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	4
◆男女共同参画行政推進会議において、関係部局の連絡調整を行い、男女共同参画に関する施策の総合的運営を図ります。また、男女共同参画に関わる有識者からなる男女共同参画社会づくり審議会の意見を積極的に取り入れ、取組に反映させていきます。	コミュニティ文化課	男女共同参画社会づくり審議会、男女共同参画行政推進会議、幹事会、連絡会の開催数	-	各2回	審議会2回 推進会議(庁議)2回 幹事会2回 (文書にて確認依頼) 連絡会2回	具体的施策の指標について進捗管理を行っていくために各課の取組について具体的に報告してほしい
◆本計画で具体的施策として掲げた指標について、定期的にその進捗状況を把握し、施策の妥当性や達成度を、都城市男女共同参画行政推進会議及び都城市男女共同参画社会づくり審議会において評価を行っていきます。	コミュニティ文化課	男女共同参画社会づくり審議会、男女共同参画行政推進会議、幹事会、連絡会の開催数	-	各2回	審議会2回 推進会議(庁議)2回 幹事会2回 (文書にて確認依頼) 連絡会2回	
◆男女共同参画のより一層の周知・浸透を図るために、情報誌を発行するなど啓発に努め、市民・事業者との協力・連携体制の強化を図ります。	コミュニティ文化課	民間企業等への啓発活動件数	12件 (2016年度)	100件(延べ)	49件(延べ)	
◆本市の男女共同参画社会づくりを計画的、総合的に進めていくため「都城市男女共同参画社会づくり条例」に基づく男女共同参画計画を策定するとともに、同条例の基本理念を実現し、同計画を実施していくための推進体制及び拠点施設の整備・充実を図ります。また、市民・事業者や国・県等関係機関と密接な協力・連携を進めていきます。	コミュニティ文化課	民間企業等への啓発活動件数	12件 (2016年度)	100件(延べ)	49件(延べ)	
(29) 男女共同参画センターの機能強化						
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	審議会委員評価及び意見欄
◆県男女共同参画センター、各市の男女共同参画センター及び関連団体等との協力・連携体制を図り、啓発、相談員による女性総合相談、セミナーなどの充実により男女共同参画の推進に努めます。	コミュニティ文化課	相談員の研修・講座への派遣件数	5件 (2016年度)	10件	7件	男女共同参画を推進していくためには、センターの場所(本庁外)の検討と人のキャリア育成を大切にセンターの運営を考えてほしい
◆男女共同参画センターにおいて、情報提供、啓発、相談、交流事業などを積極的に展開するとともに、各種団体等とのネットワーク拡大に努め、地域が抱える様々な課題を男女共同参画の視点から解決していく機能を充実させます。	コミュニティ文化課	男女共同参画社会づくり審議会、男女共同参画行政推進会議、幹事会、連絡会の開催数	-	各2回	審議会2回 推進会議(庁議)2回 幹事会2回 (文書にて確認依頼) 連絡会2回	
(30) 関係機関・NPO等との連携及び協働の推進						
具体的施策	担当課	重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値	H30年度実績値	審議会委員評価及び意見欄
◆男女が協力連携して、望ましい男女共同参画社会の実現を目指すことを目的に、男女共同参画を市民レベルで推進する活動を行う団体の育成を図ります。	コミュニティ文化課	民間企業等への啓発活動件数	12件 (2016年度)	100件(延べ)	49件(延べ)	市民のニーズなど情報の収集や共有、協働体制の構築のためにも、関係団体やNPO等との連携を継続してほしい
◆男女共同参画を進める様々な機関や団体、NPO等の果たす役割は重要であり、これらの団体等との連携を図り、男女共同参画推進の協働体制を支援していきます。	コミュニティ文化課	民間企業等への啓発活動件数	12件 (2016年度)	100件(延べ)	49件(延べ)	

【全部局を対象とした具体的施策】

2 意識改革のための広報・啓発

(3)すべての人の人権を尊重した表現の推進

◆市が発行する広報紙、印刷物について、性別や障がい、人種等に基づく固定観念にとらわれず、すべての人の人権を尊重した表現となるように配慮します。

課ID	担当課	実施事業		第3次計画期間の基準値・目標値			KPI、基準値、目標値の 数値設定が困難な理由	実施状況 平成30年度 実績値
		取組の内容		重要業績評価指標 KPI	基準値	目標値		
3	秘書広報課	広報都城・暮らしの情報編集および印刷業務 ラジオ番組制作等業務 市政情報放送広告業務 など		広報紙において、性別や障がい、人種にとらわれない表現となるよう留意します。	-	-	表現の指標であるため 数値設定は適当でない	広報紙作成において、男女共同参画の視点に立った表現方法に留意しながら編集を進めた
4	国際化推進室	ゴミだしカレンダーの翻訳 他課依頼内容の翻訳業務 など		国際理解及び多文化共生社会の創造を図ります。	-	-	表現の指標であるため 数値設定は適当でない	ゴミだしカレンダーを作成 中国語版 英語版
12	コミュニティ文化課	性別に基づく固定観念にとらわれない、多様なあり方のイメージを心がけ、ジェンダーの視点を考慮した表現の普及・啓発の取組 男女共同参画行政事業		すべての人を対象とし、性別等の固定観念にとらわれない表現に配慮します。	-	-	表現の指標であるため 数値設定は適当でない	男女共同参画行政推進会議 連絡会で説明を行う
13	市民課	各種証明の申請書や届書については、法令や国からの事務処理要領等に定められたものを除き、性別欄の削除について検討を行う。 広報紙など市民の方への案内やお知らせの文書については、すべての人の人権を尊重した表現となるよう配慮する。		各種証明の申請書や届書については、法令や国からの事務処理要領等に定められたものを除き、性別欄の削除を行う。	-	-	表現の指標であるため 数値設定は適当でない	法令や国からの事務処理要領等に定められたもの以外の申請書等の性別欄の削除を行った
32	健康課	特定健診・特定保健指導事業、がん検診、健康増進事業(教室等)		障がい、人種にとらわれない表現となるよう留意します。	-	-	表現の指標であるため 数値設定は適当でない	障がい、人種にとらわれない表現となるよう留意した
67	生涯学習課	人権、同和教育事業 人権啓発特集号を発行		公民館加入全世帯に「人権啓発特集号」を配布	1回/年	1回/年		1回/年
74	消防局総務課	消防吏員募集において性別にとらわれない表現に取組みます。		消防吏員募集のポスター・チラシ・ホームページなど性別にとらわれない人材を起用します。	-	-	表現の指標であるため 数値設定は適当でない	ポスター・チラシ・ホームページへの女性消防士の情報の掲載
	総合支所	行政連絡文書の情報提供		行政連絡文書において、性別や障がい、人種にとらわれない表現となるよう留意する。	-	-	表現の指標であるため 数値設定は適当でない	性別や障がい、人種にとらわれない表現となるよう留意した